

令和4年度

公の施設の指定管理者監査
報告書

大館市監査委員

4 監 発 第 1 7 号
令和 4 年 1 1 月 7 日

大館市監査委員 芳 賀 利 彦

大館市監査委員 蒔 苗 大 輔

大館市監査委員 花 岡 有 一

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき令和 4 年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

目 次

1	準 拠 基 準	1
2	監 査 の 種 類	1
3	監 査 の 対 象	1
4	監 査 の 着 眼 点	1
5	監 査 の 実 施 内 容	2
6	監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
7	監 査 の 結 果 及 び 意 見	2
	大館市北地区コミュニティセンター	4
	大館市斎場・大館市ペット霊園	8
	体育施設及び公園施設 (比内地域)	12

令和4年度公の施設の指定管理者監査

1 準拠基準

大館市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)

3 監査の対象

指定管理者制度を導入している公の施設の中から次の施設を抽出し、指定管理者及び所管課について、指定管理者の指定手続及び令和3年4月1日から令和4年3月31日における施設の管理、出納その他の事務を対象として監査を実施した。

施設名	指定管理者	指定管理料	所管課
大館市北地区コミュニティセンター	株式会社やたて	18,277,000 円	中央公民館
大館市斎場 大館市ペット霊園	株式会社ジェイエイ 大館・北秋田葬祭センター	25,696,000 円	市民課
体育施設及び公園施設 (比内地域)	スポーツクラブひない	25,426,000 円	スポーツ振興課

4 監査の着眼点

対象施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行状況等について、次の点に主眼を置いて実施した。また、全国都市監査委員会発行の「実務ガイドライン」の公の施設の指定管理者監査の着眼点を参考とした。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定が、条例、規則、要綱等に基づき適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要な事項が記載されているか。
- (3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続は適正になされているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- (5) 利用促進及びサービス向上のための努力がなされ、利用料金の設定は適正か。
- (6) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備、証拠書類の保存は適切になされているか。

5 監査の実施内容

大館市監査基準により、所管課及び指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料及び協定書等の資料に基づいて書類調査を実施し、令和3年度定期監査結果とも相互に連携を図るとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

指定管理者については、提出を求めた監査資料等の調査と併せ、団体事務所等に赴き、管理の執行及び会計処理の状況について、会計諸帳簿等の照合、関係者から説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

予備監査	監査委員事務局	令和4年10月6日から10月13日まで(実質5日間)
実地監査	団体事務所等	令和4年10月12日・13日

7 監査の結果及び意見

本年度の公の施設の指定管理者監査結果の概要は、次のとおりである。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定手続は、条例、規則、要綱等に基づき行われ、指定管理候補者の選定についても指定管理者審査会議の意見を聴取し、適正・公正に選定されていた。
- (2) 指定管理に関する基本協定書には、法令・条例等の遵守事項、指定管理者が行う業務の範囲等の必要な事項が記載され適正に締結されていた。
- (3) 指定管理に要する経費の算定、支出の方法等の手続は、基本協定書・年度協定書等に基づき適正に事務処理されていた。
- (4) 基本協定書に基づく義務の履行については、おおむね適切に履行されていたが、一部に改善を要する事項が見受けられたので、指定管理者においては協定書の内容を再度確認し、適切な履行に努められたい。

また、所管課においても、適宜、協定内容の履行状況の確認を行い、必要があれば指定管理者に対して助言・指導を行われたい。

- (5) 利用促進及びサービス向上のための努力については、施設の広報宣伝や自主事業、各種イベントの実施など、施設の利用促進とサービスの向上に努めていると認められた。

また、利用料金制度の導入による利用料金についても、条例に定める上限額の範囲内において適正に設定されていた。

- (6) 管理に係る収支会計については、会計処理上の責任体制が確立され適正に行われており、関係帳簿の整備、証拠書類の保存も適切に行われていた。利用料金制度を導入している施設については、利用料金等が指定管理者としての貴重な財源であることを踏まえ、引き続き適正な会計処理に努められたい。

なお、監査の過程で確認された軽微な不備事項等は、所管課及び指定管理者に対し改善、検討を要望した。

以上が本年度の公の施設の指定管理者監査の結果である。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに対応し、公の施設の果たすべき役割・目的を最も効果的・効率的に達成するため民間活力を導入して、より柔軟で質の高いサービスの提供と施設の管理運営の効率化による行政コストの縮減等の効果を期待して導入されたものである。

今回の監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務の執行は、各施設の設置目的に沿っておおむね適正に行われているものと認められたが、指定管理者においては、施設の管理運営が基本協定書や事業計画書に沿って実施されているか定期的に確認するとともに、利用者へのサービス向上と一層の利用拡大に努められたい。

また、所管課においては、公の施設の設置者としての責任があることを改めて認識し、施設の管理運営状況の把握と評価・検証を必ず行うとともに、適宜、指定管理者との協議の場を設けるなど緊密に連携して、公の施設の本来の目的である市民福祉の増進に努められるよう望むものである。

大館市北地区コミュニティセンター

1 指定管理者

株式会社やたて

2 指定管理期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年間)

3 令和3年度指定管理料

18,277,000円

4 施設概要

施設所在地	大館市有浦一丁目8番15号
開設年月日	平成9年12月1日
施設概要	敷地面積：6,632.98㎡ 延床面積：本館1,092.50㎡(鉄筋コンクリート一部鉄骨造平家建) 別館 966.37㎡(鉄筋コンクリート造2階建) 本館 多目的ホール、和室、創作実習室、音楽室、研修室、会議室、調理室、談話コーナー 別館 1階 ロビー、事務室、有浦児童館分館 2階 多目的室、小会議室、中会議室、ホール
設置目的	市民の文化、教養の向上と健康の増進を図るため設置

5 業務の範囲

- (1) 管理の基準に則り、施設及び設備を市民等に提供する業務
 - ア. 使用案内及び施設の提供に関する事
 - イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関する事
 - ウ. 使用者の利便性の向上に関する事
 - エ. 使用者の安全確保に関する事
 - オ. 使用者の苦情への対応
- (2) 使用許可等に関する業務、ただし、目的外使用許可を除く
 - ア. 使用申請書の受付及び使用の許可並びに不許可に関する事
 - イ. 使用の変更申請並びに取消し申請の受付及びこれらの承認並びに不承認に関する事
 - ウ. 使用許可の取消しに関する事
- (3) 利用料金に関する業務
 - ア. 利用料金の決定及び掲示に関する事
 - イ. 利用料金の収受に関する事
 - ウ. 利用料金の減免に関する事

(4) 施設の維持、保全に関する業務

- ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
- イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
- ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
- エ. 維持管理の経理事務に関すること
- オ. 小破修繕に関すること
- カ. 業務報告書の作成に関すること

(5) 自主事業に関する業務

- ア. 飲食事業
- イ. 物販事業(自動販売機等)
- ウ. その他施設の機能を発揮するための事業

(6) 市との連携に関すること

- ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
- イ. 事故の報告に関すること
- ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	2者
仮協定年月日	平成29年11月30日
議 決 年 月 日	平成29年12月14日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成30年1月4日
年度協定締結年月日	令和3年4月1日

8 利用料金制度

適用

1 施設利用料金上限

区 分	利用料金(1時間につき)	冷暖房料(1時間につき)
多目的ホール	個人 110円	110円
	占用 330円	
会議室	170円	
研修室		
音楽室		
創作実習室		
和室		
調理室	220円	
中会議室		
小会議室		
多目的室	550円	220円

2 附属設備利用料金上限

区 分	利用料金	摘要
ピアノ	(1時間につき) 220円	
カラオケ		
プロジェクター		
放送機材		
電磁調理器	(1時間につき) 60円	
ガスコンロ	(1時間につき) 170円	
フロアシート	(1回につき) 550円	
陶芸電気窯(素焼き)	(1回につき) 1,430円	
陶芸電気窯(本焼き)	(1回につき) 2,750円	
七宝電気炉	(1回につき) 110円	

備考

- 1 1時間に満たない時間については、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 2 営利を目的として使用する場合の施設利用料金は、1時間につき各施設利用料金の5倍の額とする。

9 施設利用状況（令和3年度）

月	開館 日数	本 館		別 館		計		備 考
		利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	
4	30	199	4,389	17	1,835	216	6,224	
5	31	163	3,347	19	1,395	182	4,742	
6	30	174	4,223	17	1,501	191	5,724	
7	31	181	3,887	31	1,837	212	5,724	
8	28	150	3,056	23	1,274	173	4,330	
9	30	155	4,101	20	1,488	175	5,589	
10	31	167	4,186	25	1,960	192	6,146	
11	30	186	4,507	28	1,843	214	6,350	
12	28	169	3,706	21	1,272	190	4,978	
1	28	148	2,857	19	1,308	167	4,165	
2	28	141	2,216	12	1,225	153	3,441	
3	31	177	3,268	10	1,351	187	4,619	
計	356	2,010	43,743	242	18,289	2,252	62,032	

10 事業収支の状況（令和3年度）

（収入）

科 目	決算額(円)
指 定 管 理 料	18,277,000
利 用 料 金	4,341,870
自 主 事 業 収 入	1,784,495
教 室 ・ サ ー ク ル	1,096,500
雑 収 入	687,995
収 入 合 計	24,403,365

（支出）

科 目	決算額(円)
維 持 管 理 費	23,404,982
人 件 費	11,211,462
修 繕 費	648,356
使 用 料 ・ 賃 借 料	307,360
光 熱 水 費 ・ 燃 料 費	6,123,255
保 険 料	90,660
委 託 費	2,666,620
公 租 公 課	1,179,634
そ の 他	1,177,635
自 主 事 業 経 費	699,827
支 出 合 計	24,104,809

11 過去5年間の指定管理料

（単位：円）

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	備 考
金額	19,500,000	17,000,000	17,800,000	18,187,000	18,277,000	導入年度 H18年度

12 監査の結果

指定管理者の指定手続は適正に行われており、基本協定書では法令・条例等の遵守事項など必要事項が規定されている。

指定管理者における施設の管理は、建物や設備は年数が経過しているが、計画的に施設の修繕が行われており、良好に管理されているものと認められた。

運営に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、令和3年度は利用者数・利用料収入は前年度よりは持ち直したが、各町内会の新年会や営利団体の展示会、多人数参加の研修会などがまだ中止となっている。自主事業主催教室については、新型コロナウイルス感染防止対策のため事業の期間や参加人数を制限しているが、参加者数は前年度比増となっている。

また、イベント情報や自主事業主催教室情報を館内掲示板、広報おおだて、新聞、ホームページなどに掲載し、PR活動を通じて利用者の増加を図り、収入の向上に努めている。

会計処理については、駐車場管理料収入について改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に行われており、引き続き所管課と連携しながら、適切な施設の管理運営及び会計処理に努められたい。

所管課の中央公民館においては、施設の目的外使用許可は指定管理業務から除外されているため、所管課として適正な事務手続により行われたい。また、月次報告書や年間の事業報告書により施設管理及び利用状況等进行检查し、引き続き指定管理者の業務状況の把握に努められたい。

これからも施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況が続くと思われるが、指定管理者と所管課で十分協議をしながら、市民に親しまれ利用される施設運営となるよう望むものである。

大館市斎場、大館市ペット霊園

1 指定管理者

株式会社ジェイエイ大館・北秋田葬祭センター

2 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

3 令和3年度指定管理料

25,696,000円 (大館市斎場 22,990,000円、大館市ペット霊園 2,706,000円)

4 施設概要

区分	大館市斎場	大館市ペット霊園
施設所在地	大館市字小柄沢山1番地 1	大館市柄沢字小柄沢12番地
開設年月日	昭和54年4月1日	平成3年2月15日
施設概要	敷地面積：8,188.88㎡ 建築面積：881.53㎡ 延床面積：698.13㎡ 鉄筋コンクリート造平家建 火葬炉、収骨室、霊安室、待合室、 事務室、ホールほか	建築面積：100.58㎡ 延床面積：73.25㎡ 木造(一部鉄骨造)平家建 火葬炉、霊安室、納骨堂、祭壇、 事務室ほか
設置目的	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により火葬場を設置	ペットの火葬及び納骨を行う施設として設置

5 業務の範囲

○ 大館市斎場

- (1) 使用許可及び使用料に関する業務
 - ア. 使用許可申請の受付及び使用許可に関すること
 - イ. 使用料の徴収事務に関すること
- (2) 施設の管理運営に関する業務
 - ア. 炉前業務に関すること
 - イ. 火葬業務に関すること
 - ウ. 収骨業務に関すること
 - エ. 火葬予定確認業務に関すること
 - オ. 火葬証明書の交付業務に関すること
 - カ. 火葬状況報告業務に関すること
 - キ. 残骨灰処理業務に関すること
 - ク. 施設運営に係る総務・経理業務に関すること

(3) 施設、設備等の維持管理に関する業務

- ア. 清掃等業務に関する事
- イ. 一般廃棄物処理業務に関する事
- ウ. 消防設備等保守点検業務に関する事
- エ. 自家用電気工作物保安管理業務に関する事
- オ. 施設警備業務に関する事
- カ. し尿浄化槽清掃及び保守点検業務に関する事
- キ. 火葬炉及び付帯設備保守点検業務に関する事
- ク. 除雪業務に関する事
- ケ. 庭園及び樹木等管理業務に関する事
- コ. 地下タンク及び埋設配管定期点検業務に関する事
- サ. その他業務

(4) 自主事業に関する業務

- ア. 飲食事業
- イ. 物販事業(自動販売機等)
- ウ. その他施設の機能を発揮するための事業

○ 大館市ペット霊園

(1) 使用許可及び使用料に関する業務

- ア. 使用許可申請の受付及び使用許可に関する事
- イ. 使用料の徴収事務に関する事

(2) 施設の管理運営及び施設、設備等の維持管理に関する業務

- ア. 火葬業務に関する事
- イ. 収骨業務に関する事
- ウ. 管理・事務業務に関する事
- エ. 清掃等業務に関する事
- オ. 一般廃棄物処理業務に関する事
- カ. 施設警備業務に関する事
- キ. 火葬炉及び付帯設備保守点検業務に関する事
- ク. 汲み取り式トイレ維持管理業務に関する事

(3) 自主事業に関する業務

- ア. 飲食事業
- イ. 物販事業(自動販売機等)
- ウ. その他施設の機能を発揮するための事業

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	3者
仮協定年月日	令和元年11月19日
議 決 年 月 日	令和元年12月12日

7 管理協定

基本協定締結年月日 令和元年12月12日
 年度協定締結年月日 令和3年4月1日

8 利用料金制度

非適用

9 施設利用状況(火葬)

(単位:件、%)

区分	令和3年度	令和2年度	対前年比	備考
斎場	1,412	1,309	107.9	市内 1,383 市外 21 減免 8
ペット霊園	675	633	106.6	犬 397 猫 223 鳥 4 その他 51 (納骨のみ 34)

令和3年度月別利用状況

(単位:日、件)

区分	斎場		ペット霊園	
	稼働日数	火葬件数	稼働日数	火葬件数
4月	26	112	26	47
5月	26	127	26	58
6月	25	127	25	42
7月	25	105	25	55
8月	26	123	25	57
9月	25	103	24	48
10月	26	109	26	50
11月	25	104	25	50
12月	25	133	23	67
1月	25	138	23	65
2月	23	106	23	64
3月	26	125	26	72
計	303	1,412	297	675

10 事業収支の状況(令和3年度)

(収入)

科 目		決算額(円)
指 定 管 理 料		25,696,000
項 目	斎 場	22,990,000
	ペ ッ ト 霊 園	2,706,000
自主事業による収入		42,233
項 目	自動販売機手数料	42,233
収 入 合 計		25,738,233

(支出)

科 目		決算額(円)
人 件 費		20,366,057
委 託 料		3,028,146
消 耗 品 費		707,296
修 繕 費		127,304
事 務 費		290,922
保 険 料		4,550
自主事業による経費		51,214
公 租 公 課		2,457,550
支 出 合 計		27,033,039

11 過去5年間の指定管理料

(単位:円)

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	備 考
金額	24,340,695	24,659,748	25,304,278	25,333,000	25,696,000	導入年度 22年度

12 監査の結果

指定管理者の指定手続は適正に行われており、基本協定書には法令・条例等の遵守事項が規定され、別紙の管理運営業務仕様書には、指定管理者が行う業務の範囲など必要な事項が詳細に定められていた。また、令和2年度の実績評価における所管課の指摘事項については、適切に改善されていた。

実地監査では、従事者にコンプライアンス研修や接遇研修を定期的実施し、葬祭業のノウハウを活かしたきめ細かい市民サービスが行われるよう努めていた。また、経理については、関係書類はおおむね適正に管理されていたが、指定管理事業と他の事業との経費の区分が明確になるよう管理されたい。

所管課においては、指定管理者から提出される毎月の作業報告書や年間の事業報告書などから利用状況や施設管理状況の把握に努め、実地検査により実施した実績評価を通じて、引き続き業務の改善につなげられたい。

運営に関しては、ベテランの従事者を配置し、安定した運営管理をしているが、新斎場への移行に向けて、老朽化が進む施設設備の適切な維持管理による事業の継続とより良いサービスの提供に努められたい。

体育施設及び公園施設(比内地域)

1 指定管理者

スポーツクラブひない

2 指定管理期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)

3 令和3年度指定管理料

25,426,000円

4 施設概要

区 分	大館市立比内体育館	大館市立比内グラウンド
施設所在地	大館市比内町扇田字庚申岱34番地2	大館市比内町扇田字庚申岱8番地
開設年月日	昭和59年4月1日	平成17年5月11日(条例制定)
施設概要	敷地面積：5,507.77㎡ 建築面積：2,377.50㎡ (鉄骨造平家建一部二階建) 体育室1,045.60㎡、事務室、談話ホール、 男子・女子更衣室、トイレほか	敷地面積：5,770.77㎡ (財産台帳上の登記面積の合計)
設置目的	スポーツの振興を図り、市民の健康及び福祉の増進の寄与を目的として設置	スポーツの振興を図り、市民の健康及び福祉の増進の寄与を目的として設置

区 分	大館市立達子森スキー場	扇田ふれあい公園
施設所在地	大館市二井田字田子森1番地	大館市比内町扇田字南扇田地内
開設年月日	平成元年1月	昭和61～62年、平成21年(施行年度)
施設概要	敷地面積：37,699㎡ ヒュッテ 146㎡ ロープトウ 第1 138m	開設面積：6,700㎡ テニスコート、野外ステージ、東屋 砂場、ブランコ、スライド遊具ほか (テニスコート)(昭和63年4月1日開設) テニスコート2面 全天候型(透水性)
設置目的	スポーツの振興を図り、市民の健康及び福祉の増進の寄与を目的として設置	都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)に規定する都市公園を設置し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

区 分	達子森公園
施設所在地	大館市比内町達子字前田野地内
開設年月日	昭和63年～平成9年(施行年度)
施設概要	開設面積 : 50,000㎡ 芝生広場、野球場、東屋、 バスケットリング、スライド遊具ほか (野球場)(平成6年5月2日開設) グラウンド13,346㎡ (両翼98m、センター122m)
設置目的	都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)に規定する都市公園を設置し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

5 業務の範囲

- (1) 管理の基準にのっとり、施設及び設備を市民等に提供する業務
 - ア. 使用案内及び施設の提供に関すること
 - イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関すること
 - ウ. 使用者の利便性の向上に関すること
 - エ. 使用者の安全確保に関すること
 - オ. 使用者の苦情への対応
- (2) 使用許可等に関する業務(ただし、目的外使用許可を除く)
 - ア. 使用申請書の受付及び使用の許可並びに不許可に関すること
 - イ. 使用の変更申請並びに取消申請の受付及びこれらの承認並びに不承認に関すること
 - ウ. 使用許可の取消しに関すること
- (3) 利用料金に関する業務
 - ア. 利用料金の決定及び掲示に関すること
 - イ. 利用料金の収受に関すること
 - ウ. 利用料金の減免に関すること
- (4) 施設の維持、保全に関する業務
 - ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
 - イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
 - ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
 - エ. 維持管理の経理事務に関すること
 - オ. 小破修繕に関すること
 - カ. 業務報告書の作成に関すること
- (5) 指定管理者より提案された自主事業に関する業務
 - ア. 飲食事業
 - イ. 物販事業(自動販売機等)
 - ウ. その他施設の機能を発揮するための事業

(6) 市との連携に関すること

- ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
- イ. 事故の報告に関すること
- ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	2者
仮協定年月日	平成30年11月22日
議 決 年 月 日	平成30年12月13日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成30年12月21日（変更協定 令和元年8月23日）
年度協定締結年月日	令和3年4月1日

8 利用料金制度

適用

- ・詳細は、大館市立体育館に関する条例及び施行規則、大館市公園条例及び施行規則、大館市立スキー場に関する条例及び施行規則のとおり。
(指定管理者による利用料金の上限額設定あり)

9 施設利用状況（令和3年度）

月	比内体育館		比内グラウンド		達子森スキー場		扇田ふれあい公園 扇田テニスコート		達子森公園			
	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)	野球場		芝生・多目的広場	
									件数 (件)	人数 (人)	件数 (件)	人数 (人)
4	266	1,332	2	71	—	—	5	8	7	1,068	1	18
5	246	1,274	10	444	—	—	10	23	21	2,179	4	126
6	255	1,394	11	626	—	—	3	9	8	1,694	3	195
7	240	1,693	7	159	—	—	2	5	3	167	4	91
8	233	1,306	1	29	—	—	0	0	0	0	3	91
9	254	1,825	6	168	—	—	5	12	0	0	3	149
10	238	1,623	5	161	—	—	2	5	0	0	5	132
11	260	1,270	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	225	1,981	—	—	59	59	—	—	—	—	—	—
1	224	960	—	—	961	961	—	—	—	—	—	—
2	172	423	—	—	740	741	—	—	—	—	—	—
3	300	964	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	2,913	16,045	42	1,658	1,760	1,761	27	62	39	5,108	23	802
参考 R2	1,617	13,039	53	2,083	1,727	1,727	37	86	59	6,077	23	1,080

※達子森公園野球場は、令和3年7月8日から11月30日までスタンド防水改修工事が実施されたため8月から10月まで利用実績はない。

10 事業収支の状況（令和3年度）

（収入）

科 目		決算額(円)
指 定 管 理 料		25,176,000
利用料金(施設利用料)		994,020
自主事業による収入		755,472
項 目	自動販売機収入	387,315
	雑 収 入	341,157
	自主事業収入	27,000
収 入 合 計		26,925,492

（支出）

科 目		決算額(円)
維 持 管 理 費 用		26,258,577
項 目	人 件 費	7,205,794
	通 信 費	146,961
	修 繕 費	860,162
	消 耗 品	537,654
	使用料・賃借料	224,083
	光 熱 水 費	3,473,678
	燃 料 費	6,404
	保 険 料	0
	委 託 費	13,361,776
	公 租 公 課	119,196
	一 般 管 理 費	322,869
自主事業による経費		81,600
支 出 合 計		26,340,177

※市が支出した令和3年度指定管理料のうち250,000円は、令和2年度に購入した物品に対する支援的な意味合いで、通常の指定管理料と別に支出されたことから、指定管理者側では雑収入として区分している。

11 過去5年間の指定管理料

（単位：円）

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	備 考
金額	—	—	24,491,000	25,927,000	25,426,000	導入年度 R元年度

12 監査の結果

指定管理者の指定における一連の諸手続については、法令・条例等に基づき適正・公正に行われており、基本協定書についても、必要事項が適正に記載されている。基本協定書及び事業計画書に記載された事項については、おおむね適正に実施されているものと認められた。

指定管理者における施設の管理は、必要な施設修繕が計画的に実施され、法定の消防設備点検や防災訓練等も適正に実施されており、良好に管理されているものと認められた。

運営に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行や達子森公園野球場の施設改修に伴う休館等があったものの、前年度と比較して年間利用件数、利用人数とも増加している。今後も利用者のニーズに応じた自主事業の展開や積極的な情報発信等により、利用の促進に努められたい。

指定管理者の業務について、一部軽微な改善事項が見られたものの、おおむね適正に行われており、引き続き各種関係法令や基本協定等を遵守し、適切な事務及び会計処理に努められたい。

所管課においては、毎月報告される公園・体育施設管理運営報告書により、施設管理及び利用状況等を検査し、必要に応じて業務改善勧告を行うなど、引き続き指定管理者の業務の状況把握に努められたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況となることが見込まれるが、今後とも指定管理者と所管課で十分協議をして、適正かつ効率的な施設運営に努められるよう望むものである。